

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令について

1. 経緯

財務省行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン（平成 14 年 9 月 3 日財務省行政情報化推進委員会了承）等を受け、税関関係手続についても、「税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 15 年財務省令第 7 号）」を制定し、オンライン化を進めている。また、本年 3 月 10 日からは、税関手続申請システム（CuPES）を稼働しているところである。

CuPES とは、NACCS 業務対象外の税関関連の申請・届出などをオンライン上で行うためのシステム。

2. 改正内容

これまで、手数料等の納付が許可・承認等の前提となっている申請等については、民間金融システム等との連携を図る必要があることから、CuPES 業務の対象から除外していたが、今回、システムが整備されたことを受け、平成 16 年 1 月 19 日より、税関関係手数料等の電子的な納付が可能となる。このため以下の所要の省令改正を行う。

- (1) 納付すべき手数料等に係る納付番号及びその他の納付情報を CuPES 上で申請者等に提供できるようにする。（第 8 条）
- (2) 別表に掲げられる、CuPES を使用してオンライン上で行える手続に、手数料等の納付を伴う手続を追加する。（別表）